

要保護児童対策地域協議会の概要

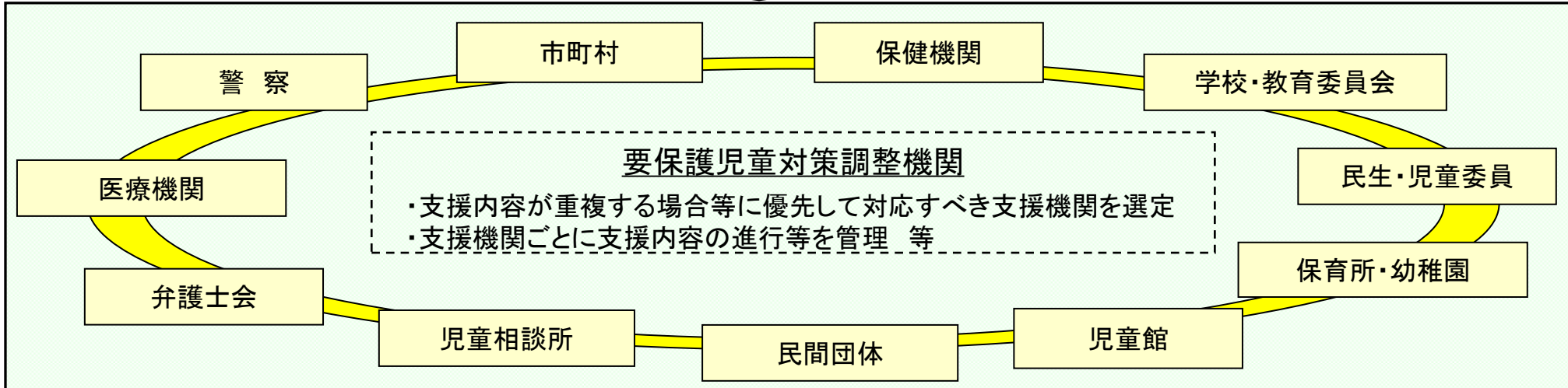
果たすべき機能

支援対象児童等の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村において、要保護児童対策地域協議会を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報の適切な保護と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



		平成25年度	平成27年度	平成28年度
設置している市町村数(※)		1,722 (98.9%)	1,726 (99.1%)	1,727 (99.2%)
登録ケース数(うち児童虐待)		178,610 (84,917)	191,806 (92,140)	219,004 (97,428)
調整機関 職員数	① 児童福祉司と同様の専門資格を有する職員	1,586	1,800	1,663
	② その他専門資格を有する職員	3,091	3,873	3,403
	③ ①②以外の職員(事務職等)	3,556	3,647	2,967
	④ 合計	8,233	9,320	8,033

※平成25、27、28年度：4月1日時点

【出典】平成27,28年度：厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ、平成25年度：子どもを守る地域ネットワーク等調査(平成25年度調査)